

## 第1編 第11章：障害者の法的能力行使のための支援処置

### 第1節：総則

第249条(2021年改正、同年施行) 成年者または親権解放された未成年者がその法的能力の適正な行使するために必要な支援処置は、その人格およびその平等の条件での法的展開の完全な発達を許すことを目的にする。これらの処置は、人の尊厳の尊重に、および、それらの者の基本的権利にインスピレーションを得ていなければならない。法または裁判に起源を持つ処置は、関係者の意思の欠如、または不充分さに由来する。これら全ての処置は、必要性および比例性の原則に適合しなければならない。

支援提供者は、それを求める者の意思、希望および好みに留意して行動しなければならない。同じく、それらの者は、障害者が、意思決定の自己のプロセスを、情報提供して、その者の理解と思索で援助して、また、その好みを表現できるようにして、発達できるように務める。同じく、障害者が将来少ない支援でその法的能力を行使できるように促進する。

例外的場合では、大きな努力を払ったにも係わらず、その者の意思、希望および好みを決定できないときは、支援処置に代理機能を含めることができる。この場合、この機能の行使には、代理を要請しない場合にその者が取っただろう決定をする目的で、その者の人生航路、その信条および価値観、また、その者が取ったかもしれない要素を考慮しなければならない。

裁判所は、適当と思料する保護を、支援処置の行使がこの規定の結果的規準に適合することを、特に、処置を求める者の意思、希望および好みに適っていることを確保するために、宣告することができる。

第250条(2021年改正、同年施行) それ(支援処置)を必要とする者の法的能力行使のための支援処置には、任意的性質の支援処置の他に、事実上の監護、保佐および裁判上の保護者がある。

支援処置の機能は、障害者の意思、希望および好みを尊重して、必要な環境でのその法的能力行使において障害者に寄り添うことにある。

任意的正確の支援処置は、障害者のために設定されるものであり、そこでは支援を提供する者および支援の範囲を指定する。いかなる任意支援処置は、あらゆる時およびいかなる状況においても、障害者の意思、希望および好みの尊重を保証するために必要な援護を受けることができる。

事実上の監護は、効果的に適用されている任意的または裁判上の支援処置がないときに、存在できる非公式の支援処置である。

保佐は、継続的に支援が必要な者に適用される公式の支援処置である。その範囲は、障害者の状況およびその支援の必要性に調和する対応する裁判所の決定で決定される。

公式の支援処置としての裁判上の保護者の指名は、支援が（例え繰り返されても）臨時に必要とされるとき、なされる。

支援処置を決定するときは、利害の衝突または不適切な影響が発生し得る状況を避けるように努力する。

契約関係でもって、支援サービス、居住サービスまたは同様のサービスを支援を必要とする者に提供する者は当該支援処置のいかなる物も行使することはできない。

第 251 条（2021 年改正、同年施行）なんらかの支援処置を行なう者は（次のことは）禁止される：

- ① 支援を必要とする者、または、その承継人から財産の無償譲与を、その管理が最終的に承認されない間は、慣習的贈り物または価値が低い財物を除いて、受けること。
- ② 支援処置を、その同じ行為に自己の名または第三者の名で介入して利害の衝突があるとき、提供すること。
- ③ 支援を必要とする者の財物を有償で取得すること、または、有償で財物をその者に譲渡すること。

任意的支援処置においては、これらの禁止は、（支援）提供者が当該処置設定の書類で明示的にこれら禁止を排除しているときは、適用されない。

第 252 条（2021 年改正、同年施行）支援を必要とする者のために無償で財物を処分する者は、その財物の管理・処分の規則を設定することができ、また、これらの権能が委任される者を指名できる。管理者に委任されない権能は、財産処分の受益者に属する。その（受益）者は、場合によって、適当な支援を得て、それらの権能を行使する。

同じく、委任された権能行使のために都合が良いと評価される管理または監視機関を設立できる。

第 253 条（2021 年改正、同年施行）ある者が、緊急に法的能力行使に支援を必要とする状況にあり、また、事実上の監護者を欠いているときは、それぞれの地域でこの機能が委託されている公的（保護）組織によって、暫定的に支援が提供される。その組織は 24 時間の期間で検察庁にこの状況を通知する。

## 第 2 節：任意的支援処置

### 第 1 款：総則

第 254 条（2021 年改正、同年施行）親権または後見に服する未成年者が、成年に達した後でその法的能力行使に支援を必要とすることが、成年になる 2 年前に合理的に予想されるときは、裁判所は、未成年者、親、または、検察庁の申し立てで、必要と思料する場合、未成年が完結するときに対応する支援処置の採用手続きを決定できる。これらの支援処置は、16 歳の者が成年に達するときのために自己の準備をなさなかった場合、採用される。その他の場合は、未成年者を、その意思、希望および好みに留意して、手続きに参加させる。

第 255 条（2021 年改正、同年施行）その法的能力行使を、他者との条件の同等

性において、困難にする状況の発生が予想されるまたは認識される成年者または親権解放された未成年者は何人も、公正証書でその人身または財物に関して支援処置を準備または決定することができる。

また、行使方式、支援を提供すべき者の権能の範囲、または、第 249 条の規定に従って提供される支援の行使方式を設定できる。

同じく、適当と思料する管理の手段または機関、(職権)濫用、利害の衝突または不正な影響を避けるために必要な援護、および、支援処置見直しの方法・期間を、その者の意思、希望および好みの尊重を保証する目的で、準備することができる。

認証する公証人は、職権で遅滞なく、支援処置を記載した公正証書を、作成者の個々の(身分)登録簿に公証するため、身分登録所に送る。

任意的性格のこれらの処置が欠ける、または、不十分の場合、また、充分の支援をもたらす事実上の監護が欠如する場合のみ、裁判所は、他の補充的または補完的処置を決定できる。

## 第 2 款： 予防的委任・委託

第 256 条 (2021 年改正、同年施行) 委任者は、将来その能力の行使で支援が必要な場合、委任の継続を規定する項目を含めることができる。

第 257 条 (2021 年改正、同年施行) 委任者は、将来その能力の行使で支援が必要な場合のためだけに委任を与えることができる。この場合、支援の必要が発生したことを証明するためには、委任者の事前規定による。これらの事前規定の履行を保証するために、必要があれば、公証人の判断の他に、同じ意味で専門的情報を含む公証人の証書が作成される。

第 258 条 (2021 年改正、同年施行) 前各条が規定する委任は、委任者のために他の支援処置が形成されても、これらが裁判上設定された場合、および、当該利害関係人により準備された場合も、その効力を保持する。

委任者の配偶者または事実上のカップルの有利に(委任が)与えられていたとき、共同生活の停止は、委任者の反対の意思が介在する場合、または、停止が委任者の入院(収容)により決定される場合を除いて、その自動的消滅をもたらす。

委任者は、与える権能の他に、適当と思料する管理の手段または機関、権能行使のための条件・指示、(職権)濫用、利害の衝突または不正な影響を避けるために必要な援護、および、支援処置見直しの方法・期間を、その者の意思、希望および好みの尊重を保証する目的で、設定することができる。また、委任消滅の特定の方式を準備できる。

支援提供手続きを主張するのに適法はいかなる者および(存在すれば)保佐人は、予防的委任の消滅を、受任者に保佐人解任の目的で規定された事由のなんらかが生じると、委任者が別のことを定めていた場合を除いて、裁判上で申し立てできる、

第 259 条 (2021 年改正、同年施行) 委任に、委任者がその能力行使で支援を必要となる場合のために存続する規定がある場合、または、その場合にのみ(委

任が)譲与される場合、および、それら両方の場合で、委任者の全ての事業が含まれる場合は、受任者は、支援が必要な状況が到来したときは、委任で規定されていない事項では、委任者が別のことを定めていた場合を除いて、保佐に適用される規則に従う。

第 260 条 (2021 年改正、同年施行) 前各条で規定される予防的委任は公正証書でなされなければならない。

認証する公証人は、職権で遅滞なく、それらを作成者の個々の(身分)登録簿に公証するため、身分登録所に送る。

第 261 条 (2021 年改正、同年施行) 代理権能の行使は、いくらかの具体的行為の実行を第三者に委託する可能性を損なうことなく、個人的なものである。人身保護を目的とする権能は委託できない。

第 262 条 (2021 年改正、同年施行) 本節の規定は同じく委任状なき委託の場合に適用される。

### 第 3 節：障害者の事実上の監護

第 263 条 (2021 年改正、同年施行) 障害者の事実上の監護を適切に実施してきている者は、任意的または裁判上の支援処置が存在している場合を含め、これらが効果的に適用されていないときは、その機能実施を継続する。

第 264 条 (2021 年改正、同年施行) 事実上の監護者の代理行為が例外的に要求されるときは、対応する非訟事件手続きを通して、それを実行する許可を、障害者の意見を聞いて、得なければならない。代理人として行動するための裁判上の許可は、その必要性が事前に確認されて、事態の状況に適合する条件および要件で付与することができる。許可は、支援機能の展開のために必要なくいくらかの行為を含むことができ、また、障害者の意思、希望および好みに従って行使されなければならない。

いずれにしても、事実上の監護者は、前段の規定に従って、第 287 条に列挙される行為で同意を与えるためには、裁判所の許可を得なければならない。

事実上の監護者が、障害者のために経済的給付を申し立てるときは、この経済的給付が人の生活形態で重要な変化をもたらさない場合、または、経済的重要性が低く、また、人身あるいは家族に特別の意味が欠けているその者の財物の上に法律行為を実行する場合は、裁判所の許可は必要でない。

裁判所は、裁判上の保護者の指名を、その性格によって指名を要する事項について、行うことができる。

第 265 条 (2021 年改正、同年施行) 非訟事件手続きを通して、裁判所は監護者に、いつでも、職権で、検察庁の要請で、または、いかなる利害関係人の申し立てで、その行為を通知するよう求めることができる、また、必要と思料する保護(処置)を設定できる。

同様に、いつでも監護者がその行為の計算を提出するよう要求できる。

第 266 条 (2021 年改正、同年施行) 監護者は、支援給付される者の財物の負担

で、正当な費用の償還権および監護に由来する損害の賠償権を有する。

第 267 条（2021 年改正、同年施行）事実上の監護は（次の場合）消滅する：

- ① 支援給付される者が、支援を他の方式で組み立てるよう要請するとき。
- ② 監護の原因となった事由が消滅するとき。
- ③ 監護者がその行為を止めるとき、この場合は、それぞれの地域で障害者の自主性の促進および支援の機能が委託されている公的（保護）組織にあらかじめ通知しなければならない。
- ④ 検察庁または監護の下で人の支援を行うことに興味を有する者の要請により、裁判所が都合が良いと思料するとき。

## 第 4 節：保佐

### 第 1 款：総則

第 268 条（2021 年改正、同年施行）支援提供手続きにおいて裁判所が取る処置は、処置を必要とする者の必要性に比例し、法的能力行使においてこの者の自主性を最大に尊重し、また、いずれにしても、その意思、希望および好みに留意する。

裁判上採用される支援処置は、3 年を最大とする期間で定期的に見直される。しかしながら、裁判所は、例外的かつ理由があると、支援提供手続きで、または、場合によって、支援修正の手続きで、6 年を超えない範囲で見直し期間を設定できる。

前各段を損なうことなく、裁判上採用される支援処置は、いずれにしても、当該処置の修正を必要とする者の状況のいかなる変化に対して、見直される。

第 269 条（2021 年改正、同年施行）裁判所は、障害者のために他の十分な支援処置がないときは、理由付き決定により保佐を形成する。

裁判所は、（障害者が）その法的能力行使に保佐人の支援を必要とする（法律）行為を、支援の具体的必要性に留意して、決定する。

障害者の状況により必要不可欠となる例外的場合のみ、裁判所は理由付き決定で、保佐人が障害者の代理をすべき具体的（法律）行為を決定する。

保佐人が支援すべき（法律）行為は、場合によって、どれが代理すべきものか示して、正確な形で定められなければならない。保佐人は、第 249 条に定める基準の下で行動する。

どんな場合でも、権利の単なる剥奪を裁判上の決定に含めることはできない。

第 270 条（2021 年改正、同年施行）裁判所は、保佐を形成する決定または他の以後の決定において、支援を必要とする者の権利、意思および好みの尊重を保証するために、また、（職権）濫用、利害の衝突および不正な影響を避けるために、適当と思料する管理処置を設定する。また、いつでも、保佐人に、その機能の範囲内で、その者の人身または財産の状況について報告を求めることができる。

これら決定の定期的見直しを損なうことなく、検察庁は、いつでも、保佐の良好な作動を保証する目的に必要と思料する情報を収集することができる。

## 第2款：自己保佐および保佐人の指名

### 第1目：自己保佐

第271条（2021年改正、同年施行） その法的能力行使を、他者との条件の同等性において、困難にする状況の発生が予想される成年者または親権解放された未成年者は何人も、公正証書で、保佐人の機能を行行使するために、一人または複数の特定の者の指名または排除を提案できる。

同様に、保佐の機能および内容についての規定、特に、その者の人身の世話、その者の財物の管理・処分、保佐人の報酬、棚卸しをする義務またはその免除、および、監視・管理の処置についての規定を設定できる。また、それら規定を実行すべき者を提案することができる。

第272条（2021年改正、同年施行） 前条に係わる指名の提案およびその他の任意的規定は、保佐を形成するときに、裁判所を拘束する。

しかしながら、裁判所は、職権または保佐を実行するよう法律で呼ばれた者または検察庁の申し立てで、理由付き決定によって、これらの任意的規定を、これらを設定した者が知らない重大な状況またはその者が表示した、または、その規定で考慮した事由の変更がある場合は、全部または部分的に不採用とすることができる。

第273条（2021年改正、同年施行） 自己保佐を設定するとき、保佐人の（複数の）代替者の指名が提案され、代替順位が定まっていない場合は、後の文書での提案が優先する。同じ文書で数人が提案される場合は、最初の箇所で提案された者が優先する。

第274条（2021年改正、同年施行） 配偶者または他の者に、利害関係人により公正証書で関連付けられた者たちの間から保佐人を選定することを委任できる。

### 第2目：保佐人の指名

第275条（2021年改正、同年施行） 裁判所の判断で保佐の機能を適切に行使するのに適するとされる成年者は保佐人になることができる。

同様に、その目的に障害者への自主性・支援の増進が謳われている財団およびその他の公的または私的非営利法人は、保佐人になることができる。

2. （次の者は）保佐人になれない：

- ① 支援を必要とする者によって排除された者。
- ② 裁判上の決定により、親権の行使において監護および保護の権利が全部または一部分剥奪または停止されている者。
- ③ 法的に後見、保佐または監護から取り除かれた者。

3. 裁判所は、次の者を、正当に理由付けされた例外的状況がない場合は、保佐人に指名できない：

- ① 保佐を良好に実施できないと根拠を持って思料させるいかなる犯罪によって有罪とされた者。

- ② 支援を必要とする者と利害の衝突を有する者。
- ③ 破産手続きの取り扱い中に、管理権能において交代させられた管理人。
- ④ 破産において有責と宣言される者。但し、保佐が人身だけの場合を除く。

第 276 条（2021 年改正、同年施行） 裁判所は、支援を必要とする者によって、または、この者が委任した者によって（保佐人の）指名について提案された者を、第 272 条の第 2 段に規定される状況のなんらかが発生する場合を除いて、保佐人に指名する。裁判所は、また、第 275 条の規定に従う。

（指名の）提案がない場合は、裁判所は（次の者を）保佐人に指名する：

- ① 支援を必要とする者と共同生活している配偶者、または、同様な状況にある者。
- ② 子、または、卑属。複数人ある場合は、支援を必要とする者と共同生活している者が優先する。
- ③ 親、または、これが欠ける場合は、尊属。複数人ある場合は、支援を必要とする者と共同生活している者が優先する。
- ④ 配偶者または共同生活しているカップルあるいは両親が遺言または公正証書で定めた者。
- ⑤ 事実上の監護者として行動していた者。
- ⑥ 保佐を必要とする者と共同生活している兄弟姉妹、親族または親戚。
- ⑦ 前条第 1 項第 2 段に示される条件を備える法人。

裁判所は前段の順序を、支援を必要とする者の意見を聞いて、変更することができる。

意見を聞いても、その意思が明白でなかったときは、裁判所は、その者の意思、希望および好みを理解・解釈するために最も適性のある者を指名して、法的順序を変更できる。

第 277 条（2021 年改正、同年施行） 一名以上の保佐人の指名を、支援を必要とする者の意思および必要性が正当化する場合は、提案することができる。特に、人身の保佐人および財物の保佐人の仕事を別々の仕事として分けることができる。

保佐が複数人に委託されるときは、裁判所は、支援を必要とする者の意思を尊重して、行動様式を設定する。

第 278 条（2021 年改正、同年施行） 指名の後で、公職資格剥奪の法的事由に陥る者から、または、責務の自身の義務の不履行によって（保佐）遂行で劣悪に行動する者から、その保佐行使の明白な不適正さによって、または、場合によって、支援を提供している者と重大かつ継続的共同生活の問題が発生してとき、保佐を解除することができる。

裁判所は、職権または支援が設定された者あるいは検察庁の申し立てで、自身でまたはいかなる利害関係人を通して、保佐の適切な行使を危うくする状況を知ったときは、非訟事件手続きによって保佐人の解任を宣言できる。

解任手続き取り扱いの間は、裁判所は保佐人のその機能を停止でき、また、必要と思料するときは、裁判上の管理人の指名を決定できる。

裁判上、解任が宣言されたら、他の支援処置が適切である場合を除いて、本

法典で設定された方式で新たな保佐人の指名に移行する。

**第 279 条（2021 年改正、同年施行）** 保佐の責務行使に指名された者にとって保佐遂行が過度に負担となる場合、または、重大な困難さを内包する場合は、保佐遂行を免除し得る。また、保佐遂行中に免除事由が発生するときは保佐人に保佐行使の継続を免除することができる。

私的法人は、適切な保佐遂行のための十分な手段を欠くとき、または、保佐行使の条件がその定款の目的にそぐわないときは、免れることができる。

免除事由を申し立てる利害関係人は、指名を知ったときから 15 日以内に申し立てなければならない。事由が突発的に発生したときは、いつでも申し立てできる。

裁判所が免除について審理する間は、指名された者はその機能を行行使する義務を負う。行使しなくて、支援行為が必要な場合は、保佐人を代替する裁判上の管理人の指名に移行する。被代替者は、免除が棄却された場合、免除によって生じた費用を負担する。

免除が認められたら、新たな保佐人の指名に移行する。

**第 280 条（2021 年改正、同年施行）** なんらかの事由で保佐を免除される遺言処分に配慮して指名された保佐人は、遺言者が指名を考慮してその者に残したものを失う。

**第 281 条（2021 年改正、同年施行）** 保佐人は、障害者の財産が許すときは、報酬を受ける権利を有し、同じく、当該財産の払いで満足される金額で、正当な費用の償還に、また、その機能行使で自己の責めなく被った損害の賠償に権利を有する。

その額および受領方式の決定は裁判所に属する。このために実施すべき仕事および財物の価値と収益性を考慮に入れる。

いかなる場合も、免除事由の承認または支援遂行に指定された自然人あるいは法人の解任の決定が、当該支援を必要とする者に非保護または無防備を生じさせることはできない。裁判所は、職権で、保佐に呼ばれた者たちの必要な協力を介して、または、これらに頼ることができない場合、所管の公的組織および検察庁の免除できない協力を得て、行動しなければならない。

免除事由は、公的（保護）組織に支援遂行が委託されたときは、生じない。

### 第 3 款：保佐の行使

**第 282 条（2021 年改正、同年施行）** 保佐人は、裁判所書記官の面前でその業務に就任する。

保佐の行使に入った場合、支援を提供する相手と人的接触を保持する、また、正当な勤勉さをもって委託された機能を遂行する義務を負う。

保佐人は、支援が提供される者に、その意思、希望および好みを尊重して、その法的能力の行使において補助する。

保佐人は、障害者がその（意思）決定の自己のプロセスを展開できるように務める。

保佐人は、支援が提供される者の素質を、将来少ない支援でその法的能力を



行使できるように、助長するように務める。

**第 283 条（2021 年改正、同年施行）** 保佐を遂行している者が具体的場合で一時的にその行動が妨げられるとき、または、自身と支援が提供されている者との間で利害の衝突があるときは、裁判所書記官は、これに代わる裁判上の管理人を指名する。この指名のためには、支援が必要な者の意見を聞き、また、その意思、希望および好みを尊重する。

（上記の）妨げまたは衝突の状態が長引いた、または、繰り返された場合は、裁判所は、職権で、検察庁、支援提供手続きを求めることに適法ないかなる者、または、保佐遂行しているいかなる者の申し立てにより、また、障害者および検察庁を事前に聴取して、保佐機能を再構成することができる、また、新たな保佐人の指名に移行することもできる。

**第 284 条（2021 年改正、同年施行）** 裁判所が、例外的理由の発生により必要と思料するときは、保佐人に、その義務の履行を確保する保証の形成を要求できる、また、その保証の方式および額を決定する。（保証が）形成されると、保証（物）は裁判所の認可の対象となる。

いかなる時でも、裁判所は提供された保証を修正できる、または、その効果を失くさせることができる。

**第 285 条（2021 年改正、同年施行）** 代理権能を有する保佐人は、その就職から数えて 60 日以内に、支援が設定された者のためにその財産の棚卸しを行なう義務を負う。

棚卸しは、裁判所書記官の面前で、適当と思料される者を召喚して、形成される。

裁判所書記官は、第 1 段に規定される期間の延長を、そのための事由が発生すると、なすことができる。

裁判所書記官の判断で保佐人の支配下に置いてはならない金銭、宝石、高価物および流通証券または有価証券は、この目的に適った施設で保管される。

上述の処置が発生させる費用は、支援のために保佐が設定された者の財物の負担となる。

**第 286 条（2021 年改正、同年施行）** 保佐人が、支援が提供される者に対して有する債権を棚卸しに含めない場合は、それら債権を放棄するものとみなす。

**第 287 条（2021 年改正、同年施行）** 支援が必要な者の代理機能を行使する保佐人は、決定が決める行為については、また、いずれにしても、次の行為については、裁判所の許可を要する：

① 個人的または家族的重要な行為を行なう。健康に関してまたは他の特別法で、入院（入所）、インフォームドコンセントの事項で法的に規定されたものを除いて、影響を受ける者が自身ではできないとき。

② 支援処置を有する者の不動産、商業または産業施設、個人的または家族的な特別な意味を持つ財物または権利、特に高価な動産、貴重品および公共市場で相場のない流通証券を譲渡する、または、担保に供する、不動産を開始時の期間が 6 年を越える賃貸に供する、または、契約を締結する、あるいは、処分

性格を有し、登記になじむ行為を実行する。株式の優先引受け権の売却は除かれる。この段に記載される財物の譲渡は、裁判所が、その所有者の権利・利益のより良いまた完全な保証のために裁判上の競売が必要と思料する場合を除いて、直接売却の方法でなされる。

③ 支援処置を有する者の財物または権利を無償で処分する。但し、経済的価値が少ない物、および、特別な個人的または家族的意味がない物は除かれる。

④ 権利を放棄する、同じく、和解する、または、保佐が表示される者の利害に関連する問題を仲裁に付する。但し、経済的価値が低い物を除く。消費仲裁(arbitraje de consumo)には裁判所の許可は要しない。

⑤ いかなる相続を棚卸しの利益なしで受ける、または、相続あるいは無償譲与を放棄する。

⑥ 支援が提供される者の財物に異常な費用を費やす。

⑦ 支援が提供される者の名で訴訟を提起する。但し、緊急な事案または額が少ない事案を除く。障害者が、支援を予め決めている裁判上の決定の改訂を求めるときは裁判所の許可は要しない。

⑧ 金を貸す、借金する、および、担保または保証を提供する。

⑨ 生命保険、終身年金および他の同等物の契約を、これらの物が異常な額の投資または提供を要するとき、締結する。

第 288 条 (2021 年改正、同年施行) 裁判所は、障害者の意思、希望および好みを保証するのに適切と思料するとき、同じ性格の、または、同じ経済活動と見なされる(法律)行為の複数の実行を、当該行為の状況および基本的特性を正確に定めて、保佐人に許可することができる。

第 289 条 (2021 年改正、同年施行) 代理権のある保佐人が実行する遺産の分配または共有物の分割は裁判所の許可は必要ではない。しかし、実行されると裁判所の認可を要する。分配のために裁判上の保護人が指名されていた場合は、裁判所の認可を得なければならない。但し、指名するときに別のことが規定されていた場合を除く。

第 290 条 (2021 年改正、同年施行) 前各条に含まれる行為のなんらかを許可または認可する前に、裁判所は、検察庁および支援処置を持つ者の意見を聞き、また、求められた、または、適切と思料する情報を収集する。

#### 第 4 款: 保佐の消滅

第 291 条 (2021 年改正、同年施行) 保佐は、支援処置を持つ者の死亡または死亡宣告で完全に消滅する。

同じく、保佐は、この支援処置が必要ないとき、または、保佐に服する者にとってより適切な他の支援方式が採用されるとき、裁判所の決定により消滅する。

第 292 条 (2021 年改正、同年施行) 保佐人は、場合によって裁判所が課す計算の定期的提出義務を損なうことなく、その(保佐)機能を停止したとき、3ヶ月以内に、その管理についての正当と認められる包括的計算を裁判所に提出

しなければならない。その3ヶ月の期間は正当事由がある場合必要な期間延長できる。

この計算提出を要求する訴権は、この訴権行使に設定された期間の終了から数えて、5年で時効にかかる。

計算認可を決定する前に、裁判所は、場合によって、新たな保佐人、支援が提供された者、または、その相続人の意見を聞く。

計算の裁判所の認可は、保佐人および支援を受ける障害者またはその承継人に、保佐を理由として、相互に随伴し得る訴権の行使を阻害しない。

**第293条（2021年改正、同年施行）** 計算提出に必要な費用は、支援が提供された者の財産が負担する。

包括的計算の清算は、保佐人に有利または不利に、法定利息を生む。清算が保佐人に有利のときは、財物がその所有者に引渡されて、請求から支払いまで、法定利息が発生する。保佐人に不利なときは、計算の認可から3ヶ月経過すると法定利息が生じる。

**第294条（2021年改正、同年施行）** 保佐人は、自己の責任または過失で支援が提供される者に発生させた損害賠償の責めを負う。

この責任の請求訴権は計算の最終提出から数えて3年で時効にかかる。

## 第5節：障害者の裁判上の保護者

**第295条（2021年改正、同年施行）**（次の場合）障害者の裁判上の保護者が指名される：

- ① なんらかの事由で、支援提供者が支援できないとき、その事由が止むまで、または、他の者が指名されるまで。
- ② 障害者と支援提供すべき者との間で利益の衝突があるとき。
- ③ 保佐人によって申し立てられた免除の手続き中に、裁判所が必要と思料するとき。
- ④ 障害者に支援の裁判上の処置の提供が申し立てられ、また、裁判所が、裁判所の決定がなされるまで、財物の管理に備えることが必要と思料するとき。
- ⑤ 障害者が、繰り返されても一時的な支援処置の設定を要求するとき。

障害者の意見を聞いて、裁判所は、その者の意思、希望および好みを尊重する、理解する、また、解釈する適性がある者を裁判上の保護者に指名する。

**第296条（2021年改正、同年施行）** 裁判上の保護者は、支援が二人以上の者に委託されている場合は指名されない。但し、誰も行動できない場合、または、裁判所が理由付きで指名が必要と思料する場合を除く。

**第297条（2021年改正、同年施行）** 保佐人の公職資格剥奪、免除および解任事由は裁判上の保護者に適用される、また、支援が提供される者の意思、希望および好みを知らず、また、尊重するという保佐人に付与される義務も適用される。

**第298条（2021年改正、同年施行）** 指名では、裁判上の保護者には、最低の価格を決めての公的競売での売却が許される、また、行為の事後の裁判所の認可が免除される。

裁判上の保護者は、その業務を終えたら、その計算を提供しなければならない。

## 第6節：他人に生じさせた損害の責任

第299条（2021年改正、同年施行） 障害者は、他人に生じさせた損害の責任を、責任を負う可能性のある他の損害に関する契約外の責任について設定されたものを損なうことなく、第4編第16章第2節に従って、負う。

第299条の2（2021年改正、同年施行） 削除